

## 第 33 回 農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和 8 年 3 月 4 日（水）午後 1 時 30 分から
- 2 総会の場所 南箕輪村民センター 大会議室
- 3 議 事 議案第 1 号 農地審議 農地法第 3 条関係について  
（賃貸借権設定）  
  
議案第 2 号 農地審議 農地法第 5 条関係について
- 4 報告事項 ①農地法第 3 条の 3 の規定による届出について  
  
②農地法第 18 条の規定による合意解約通知について  
  
部会報告 農業振興部会、農政部会
- 5 そ の 他 （1）農業委員会系組織を取り巻く状況について  
  
（2）目標地図のブラッシュアップについて  
  
（3）その他

6 出席農業委員（9人）

倉田明彦	征矢昌博	小林美晴	唐木義秋
太田和也	唐澤忠	城田忠志	伊藤良夫
唐澤喜廣			

7 欠席委員

堀敬一	原聡美		
-----	-----	--	--

8 議事録署名委員

小林美晴	唐木義秋
------	------

9 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	酒井明	唐澤英樹
------	------	-----	------

10 出席事務局職員

事務局長	有賀正浩	事務局次長	清水栄子
事務局	池上裕介		

事務局	開会前 農政情報報告
伊藤会長代理	開会 現在出席の農業委員数は11名中9名の出席をいただいております。農地利用最適化推進委員の皆さんは全員の出席をいただいております。 農業委員の出席人数が過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規定により、ただ今から第33回農業委員会総会を開会致します。
唐澤会長	会長挨拶
事務局長	以降、会議規則第4条の規定により唐澤会長に議長となつていただき進行願います。
議長	議事録署名委員を指名します。 本総会の議事録署名委員は、小林美晴委員と唐木義秋委員を指名します。
議長	1 議事 議事に移ります。 議案第1号 農地法第3条農地等の賃貸借権設定許可申請につきましてお願いします。
事務局	議案第1号 農地法第3条農地等の賃貸借権設定許可申請について 朗読 上程 1件 3筆
議長	担当地区の小林委員より補足説明をお願いします。
小林美晴委員	今、説明していただいたとおりで、場所は■■■■の東側のほぼ箕輪町のような位置にあります。以上です。
議長	議案第1号につきましてご質問・ご意見ございますか。
委員一同	(特になし)
議長	質問等なければ、許可するという形でご異議ございませんか。
委員一同	(異議なし)

議 長	<p>議案第1号につきまして、許可と致します。 次に、議案第2号 農地法第5条関係につきまして事務局よりお願いします。</p>
事 務 局	<p>朗読 上程 2件 2筆</p>
議 長	<p>私の担当地区で説明も受けましたので、私から補足説明をさせていただきます。 地図4ページの赤く塗ってあるところが田んぼで、左側の白いところが宅地です。 現在、■■■■は■■■■にあり、申請地は■■■■になり、この住宅の宅地部分と田んぼを一括処分し、申請地の田んぼにつきましては、資料にあるように建築条件付き土地で申請するという事です。 ご存知のように、建築条件付き土地は、申請書にきちんと明記しなさいとなっていて、私がもらった説明資料には農地転用事業計画書のその他の箇所に、土地購入者に対しては、「土地売買契約締結後、3ヶ月以内に弊社が指定する建設業者と建物請負契約を締結させ、当該期間内に建物請負契約を実施しない場合は、当該土地を対象とした場合解除されることを当事者間の契約で規定します」と全てを販売することができないと判断した時は販売することができなかった残余の土地に、自ら■■■■が、家を建てるという特定条件付き土地です。 それから番号2の関係ですが、これについては番号1で申し上げたように、宅地と田んぼを合わせて売り、■■■■が買う時に、地図と現場を見ましたが、申請地の隣の家の屋根が■■■■だけ越境しており、その部分について納屋の所有者である■■■■が買うということです。 別に問題ないんじゃないかなと思いますが、よろしくご審議ください。 番号1・2につきましてご質問・ご意見ございますかね。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議 長	<p>質問等なければ、許可するという形でご異議ございませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>番号1・2の両方につきまして、許可と致します。 2 報告事項 報告事項① 農地法第3条の3の規定による届出につきまして、事務局よ</p>

	<p>りお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項① 農地法第3条の3の規定による届出について報告 6件 27筆</p>
議長	<p>報告事項①につきまして説明いただきましたが、ご質問・ご意見ございますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議長	<p>質問等なければ、受理するという形でご異議ございませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>報告事項①につきましては、受理と致します。 続いて報告事項② 農地法第18条の規定による合意解約通知について事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項② 農地法第18条の規定による合意解約通知について報告 6件 7筆</p>
議長	<p>報告事項②について、ご意見・ご質問はございますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議長	<p>質問等なければ、受理するという形でご異議ございませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>報告事項②につきまして、受理と致します。 次に部会報告として農業振興部会と農政部会のそれぞれより報告をお願いします。 まずは農業振興部会からお願いします。</p>
唐木義秋委員	<p>前回の総会後に振興部会として話し合いをしました。 内容として一点は、沢尻の唐澤委員が新規就農者に対してわかりやすい資料が不足しているんじゃないかということで、一連の動きがわかる資料を作ってくれました。 かなりの力作で、これをフローチャートに沿ってやっていけばどんな形で</p>

	<p>就農をしていけばいいのか、諦めた方がいいのかなど如実にわかるということでご説明をいただいて、内容について事務局とも情報を共有化しました。</p> <p>具体的な資料については、既にデジタルでアップロードしてくれてあると思われるので、目を通された方は既にいらっしゃると思いますが、見ていただければ非常にありがたいですし、非常にわかりやすく洗練された内容になっております。</p> <p>唐澤委員と事務局も含めて、時間を費やしご努力をいただいたということで、私が言うのもなんですが、この場をお借りして感謝申し上げながら、ご報告に代えさせていただきたいと思います。</p> <p>2点目が、14日に行われる農地相談会についての打ち合わせをさせていただきました。</p> <p>内容的には、皆さんだいぶ慣れてきて対応も上手くなってきていると思われませんが、ぜひ相談者に対して適切かつ心配事が解消できるような対応をみんなでしましよと志も一緒にしたところでもあります。</p> <p>それから部会として、何か具体的に取り組んだ方がいいのではないかとというご提案が前回あったと思うので、事務局から申出があって、当時、圃場整備の情報を集めて何かやってみようというような合意形成ができたかなというように記憶しているんですが、その辺については役員とか委員の方々の改選も近いということで、特に話題には上がりませんでした。次回新しい組織において、そういった内容についてもご検討いただくことがいいんじゃないかなと個人的には思いました。以上になります。</p>
議 長	デジタルでデータをもう見れるの？
事 務 局	<p>委員さんがお持ちのタブレットで見られるように格納させていただきました。</p> <p>詳しくはまた後でご説明しますが、ご覧いただけるようにしております。</p>
唐澤忠委員	<p>部会の中で検討した段階でまだ本当に素案の状態ですので、最終版ではありません。</p> <p>最終的には6月中くらいまでには完成版に整えていきたいかなというふうに思っております。</p> <p>3月14日に農地相談会があるので、前回検討した内容で、もし活用できるなら、それをベースにやってみて課題を拾い上げながら、もう少しレベルアップしたものに整えていければと思います。</p> <p>現在アップされているのは、あくまでもまだ中間の段階ですので、そこはご承知おきください。</p>

<p>事務局長</p>	<p>事務局からも追加で説明させていただきますが、本当に唐澤忠委員におかれましては、うちの農政係長を中心に事前に打ち合わせをしっかりとさせていただきますして、あのような形で作成していただきまして助かります。ありがとうございます。</p> <p>今、唐澤忠委員から話がありましたが、本当にいろんなケースがありますので完成系はなかなか難しいのかなと思いますが、今の段階では本当に参考となる資料だと思いますのでご覧いただければと思います。</p> <p>つきましては、相談会については事前に内容がわかるような形で受付してきますので、次回や来年度以降になりますが、事前に新規就農の相談があるよとわかっているならば担当は農政係になりますので、農政係も当日来てもらうような形で進めていこうかなと考えておりますのでご承知おきください。</p> <p>圃場整備の話も今出ましたが、この2月から3月の総会の中に、沢尻地区で県の方に来ていただき圃場整備の説明会を行いました。</p> <p>内容については、また、検討になると思いますが、こういう形のものがあるというざっくりとした内容を新しい構成になった農業委員会の農振部会で、例えば県の方に来てもらい、こういう形もありますというのを勉強するのもいいのかなと思いますのでまた今後、それも検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局長より補足いただきましたが、農業振興部会報告につきまして何かご質問ございますか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(特になし)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして農政部会よりお願ひします。</p>
<p>征矢昌博委員</p>	<p>農政部会の方も前回の総会后部会を開きました。</p> <p>内容のメインは、村への意見書を提出するためにどのような内容にするかということで集まったんですが、その場で決めることができないということで今日の総会后にもう一度集まっていたいて、1人5個程度の意見を出そうという話で進んでいました。</p> <p>個人的には5個も出せば多すぎだと思うので、かなり絞った形にしてまとめていきたいと思っております。</p> <p>その次に、家庭菜園等の小規模農家の買受け、借受け希望というものが最近多く出てきていたため、それについて問題あるかということで話し合いをしました。</p> <p>特にふれあい農園みたいなどころがあれば、家庭菜園的な農業として使えるだろうけど、村には1ヶ所しかない状況もあったので、各地区にそうい</p>

	<p>うところを整備できればというような話と、やはり続けて家庭菜園で作っていきたいという希望の方も出ているということで、ふれあい農園でやっていた人を対象に家庭菜園用の農地として貸出ししていったらいいのではないかというような話も出ております。</p> <p>そのために、家庭菜園向けの農地として遊休農地などを委員の中では把握しておく必要があるということと、委員同士でも共有して把握していこうということになってます。</p> <p>あと、他にも意見が出まして、南原の住宅地の中などは大きく農業をやろうとしても牧草地にできないので、アスパラを作ってもらったりしたらいいんじゃないかということや遊休農地は公園化したらいいんじゃないかという意見も出ておりました。</p> <p>続いて、今後の活動についてということで農政部会としてはあっせん会を行っており、大体農政部会長が必ず出席するような形をとっていたんですが、今後は部会長以外の人でも出られる時に担当して経験していってもらうようなことで皆さんがあっせん会を取り仕切っていく方向で進めましょうという話になりました。</p> <p>あとは、遊休農地の対応として相続や農地を取得して遊休農地になっているようなところは、年1回の通知を出しているんですが、もう少し手厚く意見を聞いていった方がいいということで、通知をもう少し増やして年1回ではなく2回に出すように進めていきたいと思いますということにしております。</p> <p>さらに、その他の意見として果樹と牧草地の話で、牧草地の中に果樹が入ってきちゃうと農薬がかなり飛散するので、村の中でもなるべく牧草地と果樹園が作るところを分けられるようにして行ってほしいというような意見や不法投棄をされている所は草が枯れている時に見た方が、不法投棄してあるものが見えるので、この時期に整理したらいいんじゃないかという意見も出ておりました。</p> <p>農政部会としては、さっき言ったとおり村への意見書はこの後また取りまとめをしたいと思います。以上です。</p>
議 長	農政部会長の報告いただきましたが、ご質問等ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	<p>それぞれ部会でまだ課題があるようですので、詰めていただくということでお願いをいたします。</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 農業委員会系組織系を取り巻く状況について事務局よりお願いします。</p>

事務局

別添資料を見ながら話していきたいと思います。

毎年3月ぐらいに資料が送られてきておりまして、内容が多いので要点のみの説明になります。

2ページになりますが、令和9年あたりで農地法の見直しをする予定だそうです。

それに併せて基盤法やバンク法などを見直していくということ、また農業委員会法の改正については、おそらく令和9年を目指して国会に提出していくというようなことが書いてあります。

続いて8ページとなります。

法改正については毎年、全国農業委員会会長大会で出てきた意見やこれまでのいろんなヒアリング調査等の結果を含めて、令和8年に検討し、令和9年に改正という流れとなっているようです。

改正内容については10ページをご覧ください。

今、地域計画において農業委員は協議への参加や目標地区の素案作成・意向把握が業務に定められていますが、現行の農業委員会法で定められていないため、今後は農業委員会法を改正して、農地利用最適化以外に地域計画の実行やブラッシュアップを取り組んでいくことを法定化していく動きがあるということだそうです。

続きまして15ページです。

農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置の実態について、アンケートを取った結果が載っています。

見直し不要が50%、見直すべきが36%、あとは要件緩和というような回答となっています。

意見もいろいろで、見直し不要が50%ですが推進委員については同じ活動をしているのに議決権がないことや、任命権が異なるなどいろいろな意見があるので、こういうことについても、見直しの方向のようです。

また農地バンク法の見直しで、中間管理事業に移行するようになってから、事務手続きに時間を要しているということなので、地域計画によって農業を担うものに位置づけられた方は、届出などの簡易な手続きによるものへの変更が検討されているそうです。

まだ、これはあくまでも検討段階なのではっきり決まるのはもっと先かもしれませんが、令和8年度に検討していることがこの資料に書いてありますので、興味のある方は資料に目を通していただければいいかなと思います。

あくまでも見直しの論点という形なので、報告とさせていただきました。説明については以上となります。

議長

清水次長から説明いただきましたが、質問等ございますか。

委員一同	(特になし)
議長	<p>これだけの説明だとわかりにくいと思いますので、もう一度家に帰ってゆっくり読んでいただいて、不明点がありましたらご質問いただくということをお願いしたいと思っております。</p> <p>続いて、(2)目標地図のブラッシュアップについて鈴木係長お願いします。</p>
農政係長	<p>産業課農政係の鈴木です。着座にて説明させていただきます。</p> <p>目標地図のブラッシュアップについてということですが、資料がございませんので口頭でお聞き取りをいただければと思います。</p> <p>ブラッシュアップというのは、いわゆる毎年の随時更新のことでありまして、昨年11月末に役場2階の講堂で行われた村全体での農政懇談会・目標地図の見直しにご協力いただきましてありがとうございます。</p> <p>その際に大きい図面に場所ごここは誰がいいんじゃないかということを書いていただきまして、それを今、事務局で取りまとめをしておりますが、若干地区でもう1回見直しをしたいという地区がございまして、それを待って全体が揃いますので、事務局で拾い出し、洗い出しをしまして、表にまとめて番地ごと誰に決まったかを整理をしたいと思っております。</p> <p>3月中には地域計画の検討委員さんもあわせて表・資料を再度お送りをして農業委員さん、推進委員さんにご確認いただきたく、準備を進めております。</p> <p>令和7年度の農業委員会としての目標地図がこれでいいよということで村へご提出いただいて、村としても地域計画令和7年版ということで、1回ここで固まると毎年、随時更新してブラッシュアップしていくという流れとなりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>口頭で申し訳ありませんが、現在の動きと今後の動きになります。</p>
議長	係長から説明をいただきましたが、質問等ございますか。
委員一同	<p>(特になし)</p> <p>(3) その他</p> <p>(特になし)</p>
議長	<p>以上をもちまして、議長の職を解かさせていただきます。</p> <p>閉会</p>
伊藤会長代理	以上をもちまして第33回南箕輪村農業委員会総会を閉会します。

( 午後 14 時 20 分終了 )

以上、第 33 回農業委員会総会 議事録に相違ない事を証明します。  
令和 8 年 3 月 26 日

議

長

唐澤喜廣

議事録署名委員

唐木義秋

議事録署名委員

小林美晴

